

指定障がい福祉サービス事業者等集団指導研修

東部地域障害者就業・生活支援センター の役割について

東部地域障害者就業・生活支援センター

檜木 智彦

目次

1. 障害者就業・生活支援センターの概要

2. 東部地域障害者就業・生活支援センター

- ・ 業務内容

- ・ センター利用のながれ

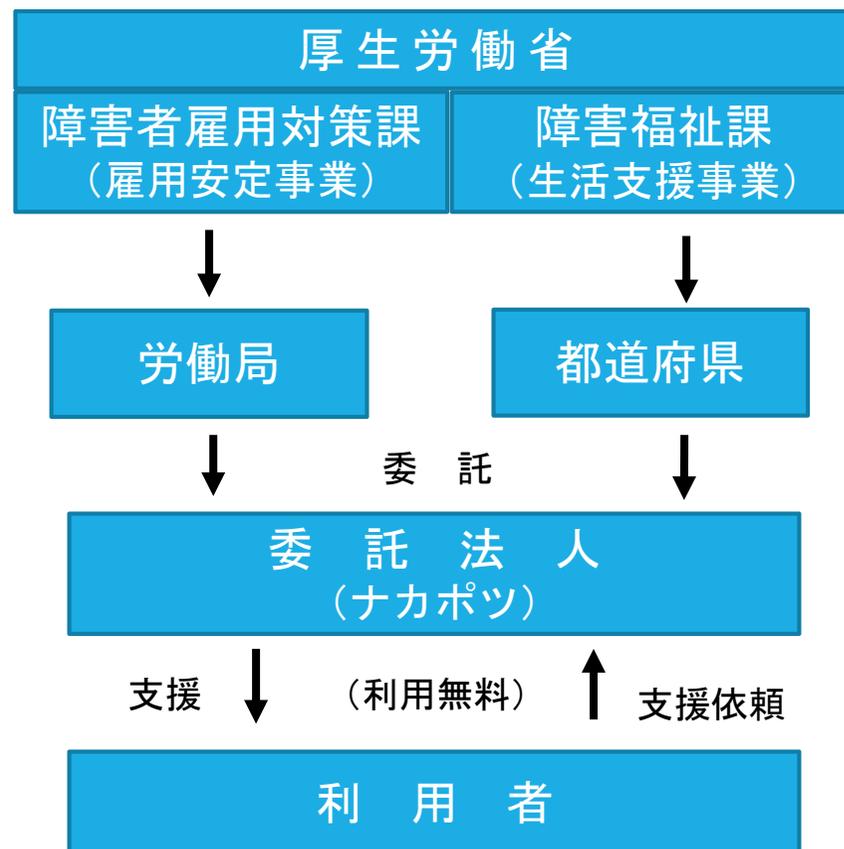
3. 学校との連携モデル

1. 障害者就業・生活支援センターの概要

【 障害者就業・生活支援センターとは 】

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る

2002年の障害者雇用促進法改正より創設される



就業 **●** 生活支援センターの **○** 内ポツから
ナカポツ や 就ポツ と言われてています。

全国の障害者就業・生活支援センター数

21 センター

(2002年5月事業開始時)

⇒

338 センター

(2022年4月現在)

広島県内

⇒

8 センター

(2022年4月現在)

担当エリア	名 称	所 在 地	連 絡 先
【広島圏域－広島区域】 広島市（中区，西区，佐伯区，安佐南区，安佐北区），安芸高田市，安芸太田町，北広島町	広島障害者就業・生活支援センター	広島市西区横川町2-5-6 メゾン寿々屋201号	082-297-5011
【広島圏域－広島東区域】 広島市（東区，南区，安芸区），府中町，海田町，熊野町，坂町	広島東障害者就業・生活支援センター	広島市東区若草町15-20 就労サポートセンターSOAR 5階	082-262-5100
【広島西圏域】 大竹市，廿日市市	広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	廿日市市串戸5-3-45 あまのコミュニティーケアプラザLaLa 2階	0829-34-4717
【呉圏域】 呉市，江田島市	呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	呉市中央5-12-21 呉市福祉会館 3階	0823-25-8870
【広島中央圏域】 東広島市，竹原市，大崎上島町	広島中央障害者就業・生活支援センター	東広島市西条町西条414-31 サポートオフィスQUEST内	082-490-4050
【尾三圏域】 三原市，尾道市，世羅町	みどりの町障害者就業・生活支援センター	三原市大和町箱川1503	0847-35-3350
		【三原センター】 三原市本郷北3-4-5（とよの郷内）	0848-86-2345
		【尾道センター】 尾道市美ノ郷町三成1190-1	0848-48-5066
【福山・府中圏域】 福山市，府中市，神石高原町	東部地域障害者就業・生活支援センター	府中市広谷町959-1 パレットせいわ2階	0847-46-2636
		【福山事務所】福山市三吉町南2-11-22 福山すこやかセンター2階	084-926-3805
【備北圏域】 三次市，庄原市	備北障害者就業・生活支援センター	三次市十日市東3-14-1 三次市福祉保健センター1階	0824-63-1896

2. 東部地域障害者就業・生活支援センター

- 平成16年社会福祉法人静和会が国と県の委託を受けて設置
- 担当エリア：福山市・府中市・神石高原町
- R4年度職員：9名（就業支援員7名、生活支援員2名）
- 府中事務所：府中市広谷町959-1
福祉交流館パレットせいわ2F
9:00～18:00（日、月、祝休み）
- 福山事務所：福山市三吉町南2-11-22
すこやかセンター2F
10:00～17:00（日、月、祝休み）



府中事務所／パレットせいわ

支援業務内容

○ 障害のある方への支援

就労支援、職場定着支援・就労に伴う生活支援

○ 事業所への支援

雇用に向けたアドバイス、継続雇用に向けたアドバイス

○ 関係機関との連絡調整

本人、事業主、ハローワーク、支援機関、医療機関など
関係機関との連携し支援体制を構築する

東部障害者就業・生活支援センターの業務

就業・生活支援

障害のある方の職業的自立を実現するため、就業及びそれに伴う生活の支援を必要とする障害のある方に対して相談や職場訪問・家庭訪問を実施しています。

就業面での支援

○就職に関する支援

- ・ 面談、電話での相談
- ・ 職場訪問
- ・ 職場実習のあっせん
- ・ ハローワーク同行
- ・ 履歴書作成 等

○事業主の方への支援

- ・ 雇用に向けての助言、雇用後定着に向けてのフォローアップ

生活面での支援

○日常生活・地域生活に関する支援

- ・ 生活習慣の形成
 - ・ 健康管理
 - ・ 金銭管理
 - ・ 余暇活動
- などの生活に関する
相談、支援

福山・府中障害保健福祉圏域障害者 就労支援ネットワーク会議



障害者等の地域生活における自立を支援するため、一般就労への移行の促進を図ることを目的とする。特別支援学校・就労移行支援事業所・B型・グループホーム等を構成メンバーとして、様々な研修会を企画実行する。

- ・ 就労支援部会年間4、5回
- ・ 研修会2、3回（支援者向け研修会、企業向け研修会、大学、高等学校等との意見交流会）

在職者交流会

余暇活動の充実と交流を図る。
年間4回程度行事を企画しています。
ビジネスマナー研修、スポーツなど
年間2～4回程度

ピアサポート活動

就労・定着しているセンター登録者⁵を講師として招き、就労を目指している方との相談会や交流会等を行う。年間2～4回程度

障害のある方への支援

支援内容① 相談業務

人間関係上手く
作れるかな・・・。

働きたいけど
自信がない・・・。
どんな仕事か
向いているのかな？

お金の管理が
苦手だ
な・・・。

今の仕事が上手く
行っていない。
辞めた方がよいの
かな・・・？

基礎訓練

働くイメージ作りの為、希望者には
福祉施設や協力企業への体験実習
を行います。



就労支援

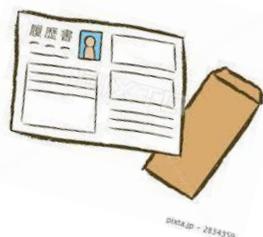
ハローワーク同行

面接練習

履歴書の書き方

企業見学や

企業面接の同行



障害のある方への支援

支援内容③ フォローアップ（定着支援）

就職後も安定して働く事が出来るように、職場訪問を行い、仕事している様子を見たり事業所の方にお話しを伺います。



業務の事や人間関係など悩んでいる事があれば、電話や面談等で話をお聞きします。

事業所に伝えて改善出来るところは、改善していただけるよう事業所と連携し、本人に改善する必要がある場合はアドバイスを致します。



障害のある方への支援

支援内容④ 生活支援

就労に伴う生活に関する支援や助言などを行います。
生活習慣の形成、健康管理、金銭管理など日常生活の自己管理
について、センターで面談や家庭訪問、通院同行など行います。

就業的自立を実現するには、生活が安定している
ことがとても大切です。

ご家族や関係機関と協力をして支援を行います。



在職者交流会

センター登録者を対象にビジネスマナー等の講習や意見交換会など

ピアサポート

就労・定着しているセンター登録者を講師として招き、就労を目指している方との相談会や交流会等を行う。

事業所への支援

雇用前（障害者雇用を検討している企業）

- ハローワークと連携し、制度利用などの情報提供を含め雇用に向けアドバイスをを行う。
- 就労を視野に入れた職場実習。
- 障害者雇用について業務内容（業務の切り出し）や、また障害特性についてアドバイスをを行う。

雇用後

- 障害特性を踏まえた雇用管理についてのアドバイス。
- 職場定着に向け、職場訪問等や事業所、当事者、当センターでの合同面談などフォローアップを行う。

企 業

障がいのある人

情報提供や継続雇用
に向けたアドバイス

就労・生活支援

障害者就業・生活
支援センター

関係機関との連絡調整

- ・ 当事者：チーム支援の構築
- ・ 地域：企業、行政、福祉サービス事業所、特別支援学校、医療機関等とのネットワークの構築

活用できる機関

- ハローワーク
職業相談や紹介、職業定着指導、求人開拓 など
- 障害者職業センター
職業評価、職業準備訓練、ジョブコーチ支援
事業所に対して雇用管理に関する助言等
- 障害者就業・生活支援センター
身近な地域において、関係機関の連携拠点として
就業および生活面における一体的な相談支援

ハローワークとの違い

- ハローワークは仕事の紹介だけでなく専門相談窓口による仕事に関する情報提供、就職相談に応じる。一方、障害者就業・生活支援センターは、仕事の紹介や職業訓練の通所先ではない。
- ハローワークでも全般的に相談にのってもらえるが、障害者就業・生活支援センターは就労とそれに伴う生活面も含めて身近に相談できる場所。

【 センター利用・登録の流れ 】

相談・センター説明

ご本人、またはご家族の方と一緒にいらっしゃってもかまいません。ご家族、知人の方のみでも相談可能です。

センター登録の際にはご本人同席の上、ご本人同意に基づいて登録となります。

※スタッフ不在の可能性があるので事前連絡をお願いしています。

センター登録面談、聞き取り

当センターは相談者の同意に基づく登録制となります。
ご家族や関係機関の同席や情報提供、連携をお願いします。

登録は無料ですが、実習先への交通費、昼食、その他利用の必要経費は、自己負担となります。

障害者手帳を取得されて無い方も利用可能です。

支 援 へ

登録者の希望をしっかりと伺いながら就労的自立を実現するため支援・助言などを行います。

登録（支援）の期限は設けておりません。

東部地域障害者就業・生活支援センターの支援対象者数

令和3年度(令和4年3月末) 支援対象者状況 (人)

	身体障害	知的障害	精神障害	※その他障害	合 計
在職中	60	343	291	8	702
休職中	32	97	179	3	311
その他	28	120	105	5	258
合 計	139	560	575	16	1,271
令和1年度	114	530	506	28	1,178
令和2年度	126	577	568	25	1,296

※ その他障害／障害者手帳無い方、発達障害、難病、高次脳機能障害等

3. 学校との連携モデル



○ 高等学校との連携（卒業年度）

- 高等学校への情報提供（障害者雇用のながれ等）
- 支援機関とのネットワーク構築（チーム支援）
学校、放デイ、相談事業所、HW等
- 卒業、就職後、職場定着支援

ご清聴ありがとうございました。

今後とも、より良い連携に向けて一緒に考えていけたら
と思いますので、何卒よろしく願いいたします。